

通信・放送の総合的法体系に関する  
検討アジェンダについて

平成20年11月25日

(社)衛星放送協会

# 1. 法体系全般について

- ② 同一のサービスには同一の規律が適用されることにより、統一的な競争条件の確保や利用者保護が図られることに賛成する。

関連する他の法律、特に著作権法も同様の観点から見直しを検討すべきと考える。

- ③ 縦割り型から横割り型への法体系の見直しに賛成する。

現在、コンテンツ、プラットフォーム、伝送インフラの三つの機能を有する大手事業者が出現しつつあり、コンテンツレイヤーの事業者として公正な環境を確保するための仕組が必要と考える。

## 2. コンテンツサービスについて (i)

### (1)「メディアサービス」の範囲について

従来の放送の概念で捉えることに賛成する。その場合「メディアサービス」とするより「放送」とした方が理解しやすいのではなかろうか。

### (2)「メディアサービス」の区分について

- ①従来は「基幹放送」、「準基幹的放送」、「一般放送」の概念があったが、これを2区分にする必然性は良く分からない。
- ②もし「特別メディアサービス」の定義を提言のとおりとすれば、現行では地上放送だけが該当するものと思う。一方、地上デジタル放送及び東経110度衛星放送（BS、CS110度）のチューナーを備えた3波共用テレビが爆発的に普及する現状と帯域の希少性を考慮して従来の準基幹的放送も含める考え方もある。この場合有料放送と無料放送に非常時対応を含め同一の役割を求めるのか検討する必要があるのではないか。

## 2. コンテンツ規律について (ii)

### (3)「メディアサービス」に関する具体的規律について

- ②仮に東経110度衛星放送が「特別メディアサービス」に含まれる場合でも現行の規律の維持であるならば異論はない。

124/8度CS放送に関しては、放送として守るべき規律は維持するが、現行規律の大幅な緩和を検討すべきと考える。

- ③再送信制度の中でCS放送の同時再送信には触れられていないが、ケーブルテレビ事業者及びIPTV事業者はCS放送事業者の再送信同意により初めて放送が可能になっている。一方視聴者との契約にはCS放送事業者が関与していないが、番組内容についてCS放送事業者が責任を持っているのが現実である。この状況を法体系の中でどのように位置づけるのか検討をお願いしたい。

## 2. コンテンツ規律について (iii)

- (4) マス排に関しては、社会的影響力及び帯域の現状を踏まえれば、現在の地上放送及び東経110度衛星放送については現状維持が、124/8度CS放送に関しては、大幅な緩和が適当と判断する。

## 3. プラットフォーム規律について

- (1) プラットフォーム規律はコンテンツ規律とは区別して位置づけるべきと判断する。
- (2) 現在有料放送管理事業の規律の適用となっているのは、CS放送のプラットフォームだけだが、大手ケーブルテレビMSOや大手IPTV事業者も含めた共通の規律が必要と考える。

CAS事業者もプラットフォームとみなすべきで、透明性の確保のための規律が必要と考える。

## 4. レイヤー間の規律について

- (1) 現在CS放送においては、プラットフォームが事業者との協議を踏まえて「自主ガイドライン」を策定し、透明性の確保と両者間の公正な関係の維持を図っている。ガイドラインにより設置された有識者を含めた「プラットフォームガイドラインに関する委員会」に仲裁機能を付しており、加えて委員会は提訴がなくても定期的に開催されガイドラインが適正に運用されているかどうかを検証している。

従い大手ケーブルMSOやIPTV事業者にも同様の「自主ガイドライン」の策定を求めたい。もしそれが不可能ならばプラットフォーム規律の法制化と電気通信事業紛争処理委員会の機能拡大による解決も一案と考える。